

住居確保給付金申請必要書類（離職された方）

2年以内※に離職または廃業された方で、住居喪失のおそれのある方の必要書類です。（住居を喪失されている方はお問合せください。）

※妊娠、出産、育児、疾病・負傷等やむを得ない事情等で、連続30日以上求職活動ができなかった場合、その日数を加算（最長4年）

①	「生活困窮者住居確保給付金支給申請書」(様式 1-1) (則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)	
②	「住居確保給付金申請時確認書」(様式 1-1A) (則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)	※ハローワーク等で求職登録を行い、発行される求職番号等を記入してください。
③	本人確認書類の写し	運転免許証、個人番号カード、パスポート、各種福祉手帳、資格確認書、住民票、戸籍謄本 等 ※顔写真のない証明書の場合は、2つ必要です。
④	2年以内に離職または廃業したことが確認できる書類の写し	雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職所得の源泉徴収票、健康保険任意継続被保険者証、退職辞令、解雇・離職通知書、廃業届等 ※疾病、負傷、育児等で西東京市がやむを得ないと認める理由により引き続き30日以上求職活動ができなかった場合は、別途資料の提出が必要です。
⑤	世帯全員の収入が確認できる書類の写し	給与明細書（直近3か月程度）、年金通知書、公的給付（定期的に支給される雇用保険の失業等給付等）の通知等、通帳 等
⑥	世帯全員の金融資産の写し	通帳（直近3か月分程度）※提出前に必ず記帳してください 債券、株式、投資信託、NISA、暗号資産（ネット等により金額の確認できるもの）
⑦	賃貸借契約書の写し	
⑧	「入居住宅に関する状況通知書」(様式 2-3)	※表面は貸主・不動産業者等が記入します。

①～⑥の書類がそろった時点で申請いただけます。

⑦⑧の追加書類がそろった時点で審査して支給可否を決定します。